

仕様書

1 件名

「令和8年度福井労働局管下4労働基準監督署及び5公共職業安定所等に係る自動車賃貸借業務」

2 契約期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

3 契約履行場所及び予定数量等（上限日数）

「使用官署一覧表」（別表1）のとおり

4 車種仕様

以下に記載する条件を満たす車種の自動車を貸し出すものとする。なお、貸し出しを行う自動車の車種を複数選定しても可とするが、その場合は車種を事前に特定することとし、必ず選定した車種の貸し出しを行うものとする。

（1）車両区分

道路運送車両法における種別が小型自動車のうち小型乗用車（軽自動車、貨物車は除く）

（2）排気量

1500ccまで

（3）車両重量

856kg以上1311kg未満とする。

（4）ボディ形状

1BOX、2BOX、3BOXについては問わないこと、また、ドア枚数は5枚ドアまたは4枚ドア（ドア形状はスライドドアでも可。）

（5）乗車定員

4人または5人

（6）燃料

レギュラーガソリン

(7) トランスミッション

A T 限定免許で運転可能なもの

(8) 装備品

エアコン、カーナビゲーション、ドライブレコーダー、バックモニター、パワーステアリング、運転席及び助手席エアバッグ、アンチロックブレーキシステム、スペアタイヤまたはタイヤパンク応急修理キット、工具

(9) 性能

ハイブリット車で、低燃費かつ低公害車であること。

なお、排出ガス基準及び燃費基準は、別表 2 の判断基準による。

(10) 冬季のタイヤについて

降雪又は凍結が見込まれる時期（11 月下旬～3 月 31 日）については、スタッドレスタイヤを装備した車を準備すること。

(11) その他

先進安全自動車（ASV）（前方障害物衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両）の貸し出しを妨げるものではない。

5 保険制度

保険及び補償制度は下記以上の内容とすることとし、契約金額に含むこととする。

なお、下記に定めのないもの又は紛争が生じた場合等は、協議の上、これを解決するものとする。

対 人	1 名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
対 物	1 事故につき無制限（免責額 0 円）
車 両	1 事故につき時価額まで（免責額 0 円）
人身傷害補償	1 名につき 3, 0 0 0 万円限度

* 入札参加業者の「レンタカー貸渡約款」等で、上記保険内容を上回っている場合についてはこれを適用する。

6 ノンオペレーションチャージ（NOC）

「負担無し」とする。

7 料金

契約書別添 1 「契約単価表」（契約書作成時に添付）のとおりとする。

8 借上げ時の連絡方法等

- ① 使用する各官署（以下「甲」という。）は、車両の借上げを希望する日の前日午前中までに、レンタカー会社（以下「乙」という。）に対して「レンタカー申込書」（契約書別添2）をメールに添付することにより提出する。なお、甲はメール送信後、乙に対しメールをした旨電話にて連絡すること。
- ② 当該申し込みを受けた乙は、借上げ日の午前8時30分までに甲に貸し出す車両を輸送することとし、当該日の午後5時30分までに回収する。
- ③ レンタカーの配車時には、レンタカーを借り受けるに当たっての留意事項について、必ず説明を行うこと。
- ④ レンタカーの配車時には、甲乙双方の担当者立会いの上、車体外観及び装備品の検査によってレンタカーに整備不良がないことを確認する。
- ⑤ レンタカーのガソリンは甲において満タンにした状態で引き渡すこととするが、その他の維持管理に係る経費については乙の負担とする。
- ⑥ 急遽、甲の都合により午後5時30分までに車を引き渡すことができなくなった場合には、甲より連絡をするので、翌開庁日の午前中に引き取りを行うこと。なお、この場合においては、延長料金は発生させないこと。
- ⑦ 予約の取消及び変更があった場合は、これに応じるものとし、手続きに係る一切の費用は発生させないこと。
- ⑧ 事故時における対応について、レンタカー運転時に万一事故に遭った場合、運転者は所属する官署、関係機関（警察等）及びレンタカーを借り受けた営業所へ遅滞なく連絡を行い必要な処置を行うため、連絡を受けた営業所においては、事故処理に関し必要なアドバイス等を行うこと。
- ⑨ 事故・盗難・故障等により車両が使用できなくなった場合は、これに代わる代替車両を用意すること。なお、この場合の手続費用は発生させないこと。
- ⑩ 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策の万全を期すこと。
- ⑪ 本仕様書に定めのない事項については、「レンタカー貸渡約款」等に基づき別途協議する。

9 その他

- ① 上記に係る全ての経費を含めた総額で算出すること。
- ② 当方ではガソリン代のみ負担することとし、その他維持管理に係る経費は負担しないこととする。
- ③ 本仕様書に定めのない事項については、「レンタカー貸渡約款」等に基づき、別途協議する。

使用官署一覧表（契約期間：R8. 5. 1～R9. 3. 31）

	使用官署名	連絡先		予定数量 (限度日数)
		住 所	電話番号	
監 督 署 (計 4 署)	福井労働基準監督署 (略称：福井署)	福井市開発 1-121-5	0776-54-7722	全署合わせて年間延べ 70日を限度
	武生労働基準監督署 (略称：武生署)	越前市中央 1-6-4	0778-23-1440	
	敦賀労働基準監督署 (略称：敦賀署)	敦賀市鉄輪町 1-7-3	0770-22-0745	
	大野労働基準監督署 (略称：大野署)	大野市弥生町 1-3-1	0779-66-3838	
安 定 所 等 (計 5 所)	福井公共職業安定所 (略称：福井所)	福井市開発 1-121-1	0776-52-8158	年 189 日を限度 (1日3台使用を限 度)
	福井ヤングハローワーク	福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ビル 1F	0776-32-4520	年 5 日を限度
	武生公共職業安定所 (略称：武生所)	越前市府中 1-11-2 平和堂アル・プラザ武生 4 階	0778-22-4078	年 32 日を限度
	敦賀公共職業安定所 (略称：敦賀所)	敦賀市鉄輪町 1-7-3	0770-22-4220	年 134 日を限度 (1日 2台使用を限度)
	小浜公共職業安定所 (略称：小浜所)	小浜市後瀬町 7-10	0770-52-1260	年 22 日を限度

※ 上記予定数量は上限日数であるため、限度日数以下の使用となる場合もある。
国の都合により予定数量が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

排出ガス基準及び燃費基準について

令和 8（2026）年 2 月「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で示すガソリン乗用車の調達基準（抜粋）

ガソリン乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。

表 1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

表 2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上